

財団法人日本交通公社役員退職慰労金規程

(目 的)

第1条 本法人の役員が退職する場合の退職慰労金の基準及びその取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程において役員とは、財団法人日本交通公社寄付行為に定める会長、専務理事、常務理事、及び常勤の理事とする。

(退職慰労金の支払い)

第3条 この規程による退職慰労金は役員が退職した場合は本人に、死亡のため退職した場合は、その遺族に支払う。

(退職慰労金の算定)

第4条 退職慰労金は最終報酬月額に役員通算在任年数と退任時における役位係数を乗じた額とする。

- 2 地位に変更ある時は、役員の地位ごとの退職慰労金を算出してこれを合算する。
- 3 役員の地位ごとの報酬月額は、その役員の地位の最終月額とする。この場合、月額を現在の報酬ベースに換算する。

(加減算)

第5条 第4条によって算出された退職慰労金の額は、事情により増減することができる。但し、加算の場合は3割を超えない範囲とする。

(在職期間の計算)

第6条 退職慰労金算定の基礎となる在職期間は、役員に就任した月から、退任した月までとする。1ヵ年未満の月数は1ヵ月につき1/12をもって計算する。

(役位係数)

第7条 役位別係数は会長2.8、専務理事2.7、常務理事2.6、理事2.5とする。

(非常勤理事及び監事の退職慰労金の額)

第8条 非常勤理事及び監事の退職慰労金の額は、必要により第3条から第7条までを参考としてその都度定める。

以上